

第 59 回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和 4 年 6 月 14 日（火） 16:00～17:25

場所 オンライン会議による開催

出席者 （1）構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、
佐藤 治正 構成員、関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、
西村 暢史 構成員、西村 真由美 構成員
（以上 8 名）

（2）オブザーバー

東日本電信電話株式会社 飯塚 智 相互接続推進部 部長
井上 暁彦 経営企画部 営業企画部門長
西日本電信電話株式会社 藤本 誠 経営企画部 営業企画部門長
田中 幸治 設備本部 相互接続推進部 部長
KDDI 株式会社 関田 賢太郎 相互接続部 部長
松原 遼 相互接続部 接続制度グループリーダー
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部 相互
接続部 部長
小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部 相互接続部
アクセス相互接続課 課長
南川 英之 渉外本部 通信サービス統括部 相互接続部 移動
相互接続課 課長
一般社団法人テレコムサービス協会
佐々木 太志 MVNO委員会運営分科会 運営分
科会主査
金丸 二郎 MVNO委員会運営分科会 運営分
科会副主査
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
立石 聡明 副会長専兼専務理事
小畑 至弘 常任理事

一般社団法人 I P o E 協議会

石田 慶樹 理事長

島崎 隆文 理事

株式会社 N T T ドコモ 田畑 智也 経営企画部 料金企画室長

下隅 尚志 経営企画部 接続推進室長

(3) 総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、

林総務課長、木村事業政策課長、

川野料金サービス課長、寺本料金サービス課企画官、

中島料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐

■議事概要

- 5G (SA方式) 時代におけるネットワーク提供に係る方針整理案
 - ・ 事務局より、資料59-1の説明が行われた後、質疑が行われた。
- モバイル接続料の検証に係る方針整理案
 - ・ 事務局より、資料59-2の説明が行われた後、質疑が行われた。
- 第六次報告書骨子案について
 - ・ 事務局より、資料58-3の説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

- 5G (SA方式) 時代におけるネットワーク提供に係る方針整理案

【辻座長】 それでは、議事を開始いたします。

1つ目の議題は、「5G (SA方式) 時代におけるネットワーク提供に関わる方針整理案」であります。

本件につきましては、第55回会合でMNO各社より、第56回会合で一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会より、協議状況やそれぞれの考え方について御説明をいただきました。今回は、これまでの議論を踏まえた方針整理案につきまして、事務局より説明をいただきたいと思っております。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より資料59-1に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等がございます構成員の皆様には、チャット、または御発言にてお知らせいただきたいと思います。それでは、お願いいたします。それでは、高橋構成員、その次に相田構成員、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋でございます。まとめていただきましてありがとうございました。

感想なんですけれども、事務局資料の14ページの方針整理案の緑色のところの最後の5番目のポツ、太字になっていますけれども、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化し、MNOとMVNOの相互理解を深めていくことが必要とありますけれども、ここは非常に重要だと思ひまして、できることとできないこと、現状まだできないこともいろいろあると思うんですけれども、そのところでMVNOが何をやりたいのかということ、まずきっちり明確化して、それで何ができて、できないのかということをはっきりさせる必要があつて、どうも一連のヒアリングを聞いていると、コミュニケーションが双方うまくいっていない感じがしますので、そのところのコミュニケーション、はっきりやりたいことを打ち出して、ただ情報をくれと言うだけじゃなくて、具体的な情報、必要なものを示していく、要求していくことが大事じゃないかなと思ひます。

以上、感想です。

【辻座長】 ありがとうございます。大事な点だと思ひますので、御指摘ありがとうございます。

続きまして、相田構成員、お願いします。

【相田座長代理】 相田でございます。まさに同じところなんですけれども、MVNOが実現したいサービス提供イメージを具体化しという、何かMVNOが考えていないのが悪いみたいに取りたくもないですけれども、コロナ前はオリンピック・パラリンピック、それから大阪万博に向けて、こんなデモをやろうよとか、そのときまでにこんなことをやってみせたいねとかかなり言われていたのが、コロナになった途端、急に何かしぼんじった感じでもって、5G推進フォーラムなんかもありますけれども、そういうところで5Gをいかに活用していくかということについて、やっぱり国全体として盛り上げていくことをやらないと、MVNOさんに何をやりたいかということだけ問うてもなかなかイメージ

もわいてこないんじゃないかなと思いますので、この場合は接続料に関する研究会ですから、基本的にはMNOさんとMVNOさんとの間ということなのかもしれませんけれども、日本全体として5Gの有効活用方法について、いろいろな場でもって議論して、5G活用を盛り上げていくということをどこかに盛り込んでいただければなと思いました。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。今の御発言も非常に大事な点です。ここの研究会の役割と、5Gの一般的な周知、啓蒙活動とは若干違いますが、御指摘のように、できるだけ総務省としての方針を入れられてもよいと思います。

では、続きまして、佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。

他の先生方と共通の問題意識だと思います。まず、5Gについては差別化された多様なサービス創出が期待される、そういう市場だと思っています。そういう意味でやはり競争政策、あるいは産業政策的なことも踏まえて、我々は新しい市場を作る準備していく必要があると思っています。

事業者間協議については、今まで事業者間協議がうまく進んでこなかったということなので、今回、事業者間協議が機能するような環境整備ということで、法改正を行う等しました。今日、話を伺ったところでは、事業者間協議がうまく進んでいるようには見えない。そういう意味では事業者間でコミュニケーションをきちんと取るようにして、事業者間協議が機能していくことを、我々は期待して注視していく必要があると思っています。

総務省の資料の中では、例えば基本的に6か月前に情報提供しましょう。あるいは、別のところでは事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当であり、必要に応じて追加の対応を検討する必要もあると書きこんでいますので、定期的に、半年がいいか分かりませんが、どういう進捗状況であるかを我々構成員にも報告いただいて、必要な措置について、今後、議論すべき、検討すべきことがあるかどうかも踏まえて、注視していきたいと思いますので、総務省のほうでも対応をよろしくお願いします。

【辻座長】 これも大事な点を確認していただきまして、ありがとうございます。

それでは、そのほかに御発言がおありの構成員の方はおられませんでしょうか。

ないようでしたら、今の3点のコメント等、もし報告書の中で反映できるような箇所がありましたら、また記述をよろしく願いいたします。

それでは、この件につきましては、ここで一応終了させていただきます。

○ モバイル接続料の検証に係る方針整理案

【辻座長】 続きまして、「モバイル接続料の検証に係る方針整理案」であります。

本件につきましては、前回会合において、事務局よりモバイル接続料の検証に関する論点を提示いただき、併せて関係事業者・団体より、論点に対するそれぞれの考え方を御説明いただきました。今回は、これらの議論を踏まえた方針整理案につきまして、事務局より説明をいただきます。

それでは、事務局より御説明をお願いいたします。

(事務局より資料59-2に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問がございます構成員の方は、チャットまたは音声にて発言をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、酒井構成員、お願いいたします。

【酒井構成員】 最後の需要のところはこういうまとめ方でいいような気がするんですが、各社の構成がいろいろ違っているのも事実でしょうけど、その中でやはり、例えば設備容量を余計に持っておくということは、それはネットワークとしての信頼性が結果的に上がっていると思うんですけれども、要するにその恩恵が、例えば自社のMVNOの設備だけが容量が多くて、MVNOのほうは契約帯域で、例えばそのところがもし故障があったときに、それはもうしょうがないんだとなってしまうと、これはやっぱり違うので、要するに冗長分というのが、自分のところにもMVNOにも全て同じようなメリットがあるという形でしたら、その上で実際の設備と、それからトラフィックがどうなっているかと関係を見れば、果たして設備が過大過ぎるかどうかということについても、MVNOさんも理解ができるのではないかと思いますし、あるいは過大だということは、その分だけ信頼性が高いでしょうから、こっちの会社のほうが過大だけれども信頼性が高いということで、少し高いお金を払っても構わないというのはそれでもいいような気がいたしますし、どちらにしても、その辺をはっきり分かれているようにしていただければいいんじゃないかと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。大変、難しい問題を含んでおりますが、総務省の考え方はいかがでしょうか。今の御発言につきまして、何かコメントとか、お考えとかございますでしょうか。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。酒井先生、御質問ありがとうございます。今の御質問は冗長設備に関しまして、MNOだけが使えて、MVNOが使えないといったことがないかどうかということ、まず、きちんとチェックをした上で、いわゆる冗長がどうなっているのかということについて確認をすべきなのではないかという御指摘なのかと受け止めたところでございます。

そこにつきましては、正にこういった方向性をお認めいただいた暁には、MNOとMVNOがどういった構成になっているのかについて、その使い方がどうなっているのかについても、確認をしながら進めてまいればと思っているところでございます。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

設備の最適量はどうやって決まるかというのは、これは経済学や経営学で古くて新しい問題ですが、よく議論されていることです。この冗長分もそういう考えでいけば、今言われたように、確かにまさかのときには冗長がたくさんあるほうが適用できるということもありますが、それだけコストもかかるわけですので、何か最適化する考え方ないし方式があると思います。これまでのいろいろな学術的な知験等々から、それなりの改良が可能なと個人的には考えております。

それでは、佐藤構成員お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。

まずは全般的に一番初めのほう、予測値の新しいものと以前のものととの差であるとか、あるいは予測値と実績値の差であるとか、少しずつ精緻化しながら、あるいは我々が少しずつ議論しながら理解を深めていくところかと思えます。

需要に関しても、いろいろ各社に質問してみると、需要の算定方法とか冗長性について、少なくとも違いがあることが分かってきたので、まだ今すぐ何が適切かというところまで判断できませんけれど、企業各社、あるいは我々が議論をしながら理解を深めていくプロセスが大事と思っています。

あと、酒井先生が言われたように、適切な冗長性は何か、今すぐ判断できませんけれど、各社の考え方を比較しながら議論していくことになると思います。適切じゃない、あるいは

は過度とはどういうものか見ていきたいと思います。

もうひとつ酒井先生が言われていたように、やはりある程度冗長性を持つことはサービスクオリティー上よりよいことではあるが、それがきちんとMNOだけではなくて、MVNOも享受できるような形で冗長性が確保されているかどうかというところも競争上のポイントの一つであると思いますので、私もその辺気づきましたので、少し追加情報を得ながら議論を続けていきたいと思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

ほかにご覧いませんか。関口構成員、それではお願いいたします。

【関口構成員】 辻先生の御発言の後で、私は構いませんが。よろしいですか。

【辻座長】 最後のまとめというつもりで言うておりましたから、お先にどうぞお願いいたします。

【関口構成員】 かしこまりました。5ページ、6ページのところについて一言だけ申し上げたいと思っております。

各社さんによって冗長部分をどのように運用するかについてはスタイルが違うということも6ページの黒点のところ、①、②の2つの基本的な方法があることはよく分かりました。この冗長部分をMNOさんご自身がどう使うかということと、MVNOさんから見ると、MNOさんによってこれがピーク時にどう扱われるかについては、多分見方によって随分表現の仕方も変わってくると思うんです。MVNOさんにとってみると、ピークトラフィックに近いときにスピードが落ちないようにするためには、予備設備を追加でお金を払わなきゃいけないという表現になってくると思うんです。MNOさんから見れば、ここはMVNOさんにサービス提供している部分と、自社部分のユーザー向けの部分も含めて、何よりも設備構成上、トラフィックがパンクしないようにという意味で、常に先行投資をして、つまり先に投資という支出が起きているんだということで、次なる予備設備をもう一度打つまでのタイムラグを考えて、多少のゆとりを持って運用されるということだと思っうんです。だから、そこら辺の冗長構成についても、お互いのすり合わせというのがもう少し柔軟にいかないものかという気がいたします。

この6枚目を拝見しまして、赤枠はドコモさんとKDDIさんの2社なんです。ソフトバンクさんは今回、ここについては御開示を賜りましたということなただけけれども、内容的にはドコモさんにしてもKDDIさんにしても、具体的な何か数値が入ったりしている

わけでもないですし、このような概念図すら機密だとおっしゃることについてはやや違和感を感じておりました、構成の基本的な考え方等については、ぜひ各社さんとも同じ水準で開示していただくように御配慮賜れたら幸いです。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

【中島料金サービス課課長補佐】 すいません、事務局でございます。関口先生のコメントについて確認させていただきたいのですが、6ページの模式図については、各社ともオープンにしている状況になってございます。御指摘は絵のお話でしょうか、それともまた違ったところのお話でございましょうか。

【関口構成員】 絵と説明とが対応していないということですか。

【中島料金サービス課課長補佐】 今、説明だけが隠れていて、絵は各社とも出ている状況です。

【関口構成員】 そうかそうか。絵はいいけれども、でも、この説明にしても、それほど秘密にしなきゃいけない内容とは思えないんですが、何か特別な理由があって非開示されているということなのかよく分からないんですけども、そうか、ソフトバンクさんもここはアウトということなんだよね。

【中島料金サービス課課長補佐】 文字の部分は各社アウトですので、そこの文字の部分についても開示できるのではないかという御指摘と受け止めさせていただきました。ありがとうございます。

【関口構成員】 この点々に色が違うのは、絵のところは関係なくということでしょうか。

【中島料金サービス課課長補佐】 これは各社を分けるために点々で色分けをしております。

【関口構成員】 そうか。ちょっと分かりにくかった。

【中島料金サービス課課長補佐】 分かりづらくて大変申し訳ございませんでした。失礼いたしました。

【関口構成員】 いえいえ。ぜひ冗長構成についての説明部分も各社さん御開示をいただくような形で、このポンチ絵を説明、補足していただくような文字も開示していただけることを希望いたします。

以上でございます。

【辻座長】 それでは西村構成員、お手が挙がっていますのでお願いいたします。

【西村（暢）構成員】 御説明ありがとうございました。中央大学の西村です。

同じように5枚目、6枚目というものを拝聴させていただいて、コメントさせていただければと思います。

まず、議論にもなっていたかと思えますけれども、今回のこの冗長構成といった場合の冗長性でありますとか、特に6枚目の一番上の冗長構成のパターンとしての①、左側のほうの予備設備というような形で、冗長であったり、予備であったり、余剰と様々な言葉がこの冗長構成を説明する際に用いられておりますので、ぜひ各MNO 3社におかれては、どういった部分をどのような言葉で表しているのかということの説明をいただきたいと思います。ありがとうございますと思っております。

その点、やはり今回は方針整理案ということで、2つほど総務省のほうから提示いただきました。例えば総務省への報告内容、そして確認事項については、どこまでこれを公開、あるいは開示するという点、難しい面があるかもしれませんが、やはり実際にこれを使う側であるMVNO側の冗長構成に対する負担の有無の理解などを含めて、そういった理解を促す意味でも、MNO 3社には、適宜、自社の方針、運用について、MVNO側に説明を尽くしていただきたいと考えた次第でございます。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。

いろいろ御意見賜りましたが、基本的に目的がMVNO事業運営における予見可能性の確保というのがファイナルなミッションになります。個々の事業者の方にはいろいろな点で相違があるということは十分理解しております。MVNOの方々には、MNOでの違いとか分かっていたら、そして自分らが払う料金等が適切なものであるのかという検証が一番重要だと思います。これは時間がかかることと思いますが、また議論を重ねていきたいと思っております。

○ 第六次報告書骨子案について

【辻座長】 それでは、続きまして最後の議題となりましたが、「第六次報告書骨子案」につきましてお願いしたいと思います。

本研究会では、昨年の第五次報告書の公表後、第48回会合より様々な議題について議論してまいりました。今回はこれらの議論を取りまとめて、第六次報告書の骨子案を作成

していただきましたので、まず、事務局より骨子案を説明していただき、その後、構成員の皆様との意見交換の時間を設けたいと思いますので、それでは、事務局、よろしく願いいたします。

(事務局より資料59-3に基づき説明)

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございます構成員の皆様には、チャットもしくは発言にてお知らせください。それでは、お願いいたします。

それでは、西村真由美構成員からお手が挙がっていますので、西村真由美構成員、お願いいたします。

【西村（真）構成員】 全相協の西村です。御説明ありがとうございます。

報告書の中身について異議があるわけではありません。ただ、7章について、工事遅延のところをいろいろおまとめいただいている内容ですが、今回、一部地域とはいえ、かなり深刻な遅延状態にあるということが明らかになりましたので、それが解消することを切に願っております。

あとは、利用者側への情報提供も、納得のいく説明と、工事のめどが明らかになるということが大前提かなと思っております。たらい回しにならないように、いろいろな方策が打ち出されていますので、そのフォローアップを含めて見守っていきたいと思います。

どうもありがとうございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

何か総務省のほうで、今のコメントについて御意見等はございますでしょうか。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。西村真由美先生、貴重な御意見ありがとうございます。

実際は情報開示等、特に重要かなと考えておりますので、こういった点につきましても、今後もフォローアップをしてまいりたいと思います。引き続きよろしく願います。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、佐藤構成員からお手が挙がっておりますので、佐藤構成員、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。

まず、ページ36になります。どこかの企業から、固定とモバイルを比べて、モバイルの規律が厳しいのは問題ではないかという発言があったように思います。これに関しては、我々が行っていることは固定、モバイル共に公正競争環境をどうやって整備していくか、競争ルールづくりの議論だと思えます。そういう意味では、両方の市場の競争状況を見ていくことが必要になっていて、競争状況を見ていくということは需要面と供給面、両方の側面を見ていくことになると思っています。供給の側面で見ると、確かに固定はボトルネック設備があり、一種規制ということで一種事業者としての厳しい規制があるということになります。

ただし、需要面を見ると、モバイルに関しては競争の進展が大きく期待できる、あるいは求められている市場だと思っていて、今般、ここ数年間の我々の競争ルール整備の結果としても、料金が大きく下がったり、スイッチングコストが減ることが、実際、競争の成果として見えてきているところだと思えます。こういった需要面での違いを見ると、モバイルに対して競争環境整備のルールづくりということでの新しい規律がかかることは、決して問題であることではないと考えます。

あと、もう一つ需要面についてですが、モバイルの社会的インフラとしての価値、重要性というのが、やはりこの5年、10年間で大きく変わってきたと思うので、そういう意味でも競争環境整備でのモバイルに対する新しいルールを、必要なルールを課していくことは決して問題とすることではないと思っています。

それから、最後の加入光の遅延問題は、やはりユーザーさんに本当に大きな迷惑をかけている、すぐにでも取り組むべき課題だと思っています。そういう意味では、まずはNTT東西、接続事業者、共に協力して、できることから状況改善の努力していただきたいと思っています。

最後に、ひとつ前の議論ですが、データ接続料のところでのコメントになりますが、情報提供について関口委員が言われたことは非常に大事だと思っていて、データ接続料関係で言うと、やはり各企業が共に学ぶ、あるいは他企業の考え方を見て、自分たちの考え方を必要であれば修正していくことが大事で、そういったことが期待されているのに、あれもこれも非公開にしてしまうとお互い学ぶチャンスが非常に狭まるので、できるだけ自分たちの考え方ややり方を公開して、お互い学ぶようにすべきと強く思っています。

以上です。ありがとうございました。

【辻座長】 いろいろ重要な点、御指摘ありがとうございました。これはコメントとい

うことですから、特段の回答等は必要ないわけですね。

【佐藤構成員】 コメントです。そういう意味では、総務省のこの報告書に書かれていることで、ほぼ私の考え方も他の先生方の考え方も反映されたものとなっていると思いますので、報告書の形で結構です。

【辻座長】 ありがとうございました。

そのほかございませんでしょうか。では、関口先生、お願いいたします。

【関口構成員】 佐藤先生からもコメントがあったように、今回モバイルスタックテストを新たに導入するという非常に大きな制度が立ち上がることになったと感じております。そこにつきまして、固定系と必ずしも同じ条件で同じ制度をつくることを目指したわけでもないし、特にMVNOさんがMNOの莫大な資金力で行われる営業活動の前でたじたじになっているという状況を、何とかイコールフットィングの状態に戻していきたいという期待もあってスタックテストを導入することになったということから、一見、固定系よりも厳しいような評価を受けるかもしれませんが、そこはそのような特別な事情があって必要だと判断したからこそ導入したことだと思います。

ただ、その意味では、このモバイルでのスタックテスト導入を検討するプロセスの中で、固定の結構長い歴史を持っているスタックテストについても、単に一時的な立ち上がり期だったからという理由で営業費を除いてきたものを改め、きちんと含めて検討し直すだとか、それなりに必要な修正は施したという意識で私もおりますので、まずはこのような総務省提案を受けて、しっかりとした分析を行っていくことが大切だと思っております。

それから、最後の工事遅延の件ですけれども、既に構成員の先生方からもコメントがありましたけれども、接続事業者のユーザーにまで迷惑がかかるという憂慮すべき事態であったのは間違いないんですが、ヒアリングのプロセスの中で、東西さんが、実はこの手続の中で手作業の部分が非常に多かったということも伺っており、システム化を急ぐことで申請者、受理者、双方の作業が効率化されていって、このような遅延がなくなることを期待しておりますので、一刻も早くシステム化を実現していただきたいと希望しております。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございました。

それでは、西村構成員、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 御説明ありがとうございました。中央大学の西村でございます。これまでの議論という形でまとめていただきまして、感謝申し上げます。

私のコメントでございますけれども、既にお二人の先生方から御指摘がありましたとおり、モバイルスタックテストですけれども、36ページの1,011行目からの3つの段落について、ほかの考え方と併せまして、この方向性で賛成でございます。

さはさりながら、1点、総務省様にお願いをしたいなと思っておりますのは、やはりモバイルと固定、おのおの競争状況の違い、その上でこのスタックテストを何のためにするのかということは、やはり明文としてモバイルスタックテストの1,107行目にあるとおり、指針等の作成において明示していただければと考えております。その中におきましては、やはり市場構造に基づくような法規制枠組みといった違い、そして、過去の競争行動、あるいは事業者の行動といったものを含めた形で、どのようなモバイルスタックテストが望ましいのかということ、まずは前文というような形でも結構でございますので、明記していただくことが、そもそも論ではないですけれども、必要かと思った次第です。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。今のモバイルスタックテストについては関口構成員も述べられましたけれども、何か総務省のほうでお考え等はございますでしょうか。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。モバイルスタックテストにつきましては、佐藤先生、関口先生、西村暢史先生ら御指摘、コメント等をいただきまして、誠にありがとうございます。

こちらにつきましては、モバイルスタックテストの趣旨、意義というものも、特に西村先生からも、きちんとそういったところを加味しながら指針等を策定する場合は、きちんと明記した上でやってほしいという御趣旨の御発言もあったかと思っておりますので、今後、お認めていただいた場合には、指針等の作成にも当たっていきたく思っておりますので、その際には、今いただいたような御指摘を踏まえながら、しっかりとした指針を策定させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

それでは、そのほかの御意見、御質問、コメント等はございませんでしょうか。

ソフトバンクの伊藤様からお手が挙がっておりますが、お願いいたします。御発言希望ですか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの伊藤です。発言の機会を与您いただきまして、あ

りがとうございます。一旦私のほうからコメントさせてください。

今、構成員の皆様方からいろいろとコメントをいただきました点で、第3章の接続料と利用者料金の関係のいわゆるモバイルスタックテストの件です。いただいた御意見を真摯に受け止めて、今後も適切な対応をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

その上で、今回ちょっと固定とモバイルのスタックテストの水準差について発言させていただいたところなんですが、趣旨としては固定通信事業、移動体通信事業、それぞれの競争市場の評価すべき単位というのはどうあるべきかというのをしっかり議論すべきだと思っております、その評価単位に基づきスタックテストをそれぞれやるべきだという観点においては、当社の考えとしては、固定とモバイルでそんなに差は出ないんじゃないかなという考えを持っているんですけども、さはさりながら、一応今回モバイルのほうで対象サービスを、まずMVNO様の申告に基づいてということで検討を始めるのであれば、少なくともMVNOさんの申告がそのままモバイル市場競争単位にふさわしいかどうかというところは、しっかりとまた議論させていただきたいと思っております、そこは取りまとめのほうでも、990行目から994行目にかけてですか、MVNOさんの要望に基づいて、それを、研究会等を経て要望に合理性があるものと認められたものということで記載していただいておりますので、その合理性につきましては引き続き詳細を、どういうふうに合理性を持って判断するかというところは、ガイドライン策定に向けても引き続き議論させていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上になります。

【辻座長】 基本的に報告書の書きぶりにつきまして御異論はなくて、今後のガイドライン等々のときには、いろいろな配慮をお願いしたいという趣旨でございましょうか。

【ソフトバンク】 そのとおりでございます。よろしく願いいたします。

【辻座長】 分かりました。そしたら、念頭に置かせていただいて、今後とも検討していきたいと思えます。

そのほか、ございませんでしょうか。

ないようですので、本日の会議はこれまでとさせていただきます。

いつもと同じように、本日の議題につきまして、追加でお聞きになりたい事項やコメントがございましたら、事務局で取りまとめますので、6月17日金曜日までにメール等で事務局にお寄せいただければと思っております。

それでは最後に、次回の会合につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【永井料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日はありがとうございました。

次回会合の詳細につきましては、別途、事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

【辻座長】 それでは、本日の議題は終了いたしましたので、これをもちまして、第59回会合を終了したいと思います。どうも本日はありがとうございました。

これにて失礼いたします。

以上